



2025年3月4日

各 位

会社名 ベルトラ株式会社  
代表者名 代表取締役社長兼CEO 二木 渉  
(コード番号：7048 東証グロース)  
問合せ先 取締役CFO 皆嶋 純平  
( TEL. 03-6823-7999)

(訂正)「業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」の  
一部訂正について

当社が、2025年2月14日に公表いたしました「業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」の表題および記載内容につきまして、一部訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正箇所につきましては、下線を付して表示しております。

1. 訂正の理由

当社の第35回定時株主総会（2025年3月26日開催予定）の決議内容を確認及び精査していた際に、公表した内容の一部表現が不適切であり、訂正すべき事項がある旨が判明しましたので、これを訂正いたします。

2. 訂正箇所

各項目の訂正箇所の詳細につきましては以下の【訂正前】および【訂正後】の下線を付した箇所をご参照願います。

	【訂正前】	【訂正後】
表題	業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ	業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ
1. 本制度導入の理由	<p>当社は、2024年3月19日開催の独立諮問委員会である報酬委員会（以下「報酬委員会」）および取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」）と執行役員を対象とした業績連動型報酬の導入方針に関する決議を行い、同年4月より短期業績連動報酬の導入を含めた役員報酬制度の変更を行いました。</p> <p>この度、同決議に基づき、かねてより検討してきた中長期のインセンティブ報酬制度の導入を、本株主総会でのご承認を前提として実施します。これにより、2025年2月14日に発表いたしました中期経営計画（2025年12月期～2027年12月期）と当社の取締役の報酬を連動させることで、取締役と株主の皆様の中長期的利益をより一層一致させ、企業価値向上を促進するインセンティブとして機</p>	<p>当社は、2024年3月19日開催の独立諮問委員会である報酬委員会（以下「報酬委員会」）および取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」）と執行役員を対象とした業績連動型報酬の導入方針に関する決議を行い、同年4月より短期業績連動報酬の導入を含めた役員報酬制度の変更を行いました。</p> <p>この度、同決議に基づき、かねてより検討してきた中長期のインセンティブ報酬制度の導入を、本株主総会でのご承認を前提として実施します。これにより、2025年2月14日に発表いたしました中期経営計画（2025年12月期～2027年12月期）と当社の取締役の報酬を連動させることで、取締役と株主の皆様の中長期的利益をより一層一致させ、企業価値向上を促進するインセンティブとして機</p>

	<p>能させることを目的としています。</p> <p><u>なお、今回の導入により、2024年に改訂した当社の役員報酬ポリシー（別紙参照）で設定した報酬体系（固定報酬・短期インセンティブ報酬・中長期インセンティブ報酬）が実現されることとなります。</u></p>	<p>能させることを目的としています。</p>
2. 本制度の概要	<p>本制度は、PSU（Performance Share Unit）に関する報酬として、本制度に関する報酬等の総額及び株式数の上限の範囲内で<u>当社株式または当社株式と引換えにする払込み</u>に充てるための金銭報酬債権を<u>支給</u>することにつき本株主総会でのご承認をさせていただくものであり、ご承認をいただいた範囲内で当社取締役会が本制度の具体的な内容等を決定することになります。なお、当社取締役会が本制度の具体的な内容を決定する際には、報酬委員会の答申を得ることといたします。</p> <p>また、本制度に基づく当社の株式等の交付は、当社における対象取締役ごとに総合的に<u>勘案して決定するもの</u>となっており、その内容は相当なものであると考えております。本株主総会で本制度に関する議案が原案通り承認可決された場合、当社を除く一部の当社グループ会社の取締役及び執行役員（以下、「<u>グループ会社役員等</u>」という）並びに当社の執行役員に対しても、本制度と同様の制度を導入することを予定しており、具体的な内容を決定する際には、報酬委員会の答申を得た上で各社株主総会（ただし、株主総会の承認を得る必要がない場合には、各社取締役会）の承認を得ることといたします。</p>	<p>本制度は、PSU（Performance Share Unit）に関する報酬として、本制度に関する報酬等の総額及び株式数の上限の範囲内で、当社株式と引換えにする払込みに充てるための金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権を<u>現物出資</u>させることで、対象取締役に当社の普通株式を交付することにつき本株主総会でのご承認をさせていただくものであり、ご承認をいただいた範囲内で当社取締役会が本制度の具体的な内容等を決定することになります。なお、当社取締役会が本制度の具体的な内容を決定する際には、報酬委員会の答申を得ることといたします。また、本制度に基づく当社の株式等の交付は、当社における対象取締役ごとに総合的に<u>勘案し、報酬委員会での審議・答申を得て当社取締役会で決定するもの</u>となっており、その内容は相当なものであると考えております。本株主総会で本制度に関する議案が原案通り承認可決された場合、当社を除く一部の当社グループ会社の取締役及び執行役員並びに当社の執行役員に対しても、本制度と同様の制度を導入することを予定しており、具体的な内容を決定する際には、報酬委員会の答申を得た上で各社株主総会（ただし、株主総会の承認を得る必要がない場合には、各社取締役会）の承認を得ることといたします。</p>
(1)	<p>対象取締役に對して付与される金銭報酬債権の総額及び当社普通株式の総数</p> <p>本制度に基づき対象取締役に對して付与される金銭報酬債権の総額及び当社普通株式の総数は、以下のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金銭報酬債権の総額：年額 3,000 万円以内</li> <li>・ 普通株式の総数：年 100,000 株以内(注)</li> </ul> <p>(注) 当社が当社普通株式について、本株主総会における決議の日以降を効力発行日とする株式分割、株式併合等、1株当たりの株式価値に影響を及ぼし得</p>	<p>対象取締役に對して付与される金銭報酬債権の総額及び当社普通株式の総数</p> <p>本制度に基づき対象取締役に對して付与される金銭報酬債権の総額及び当社普通株式の総数は、以下のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金銭報酬債権の総額：年額 3,000 万円以内</li> <li>・ 普通株式の総数：年 100,000 株以内(注)</li> </ul> <p>(注) 当社が当社普通株式について、本株主総会における決議の日以降を効力発行日とする株式分割、株式併合等、1株当たりの株式価値に影響を及ぼし得</p>

	<p>る行為を行う場合、分割比率・併合比率等を勘案の上、発行または処分される当社普通株式の総数の上限を合理的に調整するものとします。</p>	<p>る行為を行う場合、分割比率・併合比率等を勘案の上、発行または処分される当社普通株式の総数の上限を合理的に調整するものとします。</p>
(2)	<p><u>譲渡制限付株式の払込金額</u></p> <p>本制度により対象取締役に対して発行または処分される当社普通株式の1株当たりの払込金額は、その発行または処分に係る当社の取締役会決議日の前月の全ての営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値（同日に取引が成立していない日が存在する場合には、当該日を除くそれに先立つ直近取引日の終値の平均値）を基礎として、当該株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、当社の取締役会にて決定されます。</p>	<p><u>当社普通株式の払込金額</u></p> <p>本制度により対象取締役に対して発行または処分される当社普通株式の1株当たりの払込金額は、その発行または処分に係る当社の取締役会決議日の前月の全ての営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値（同日に取引が成立していない日が存在する場合には、当該日を除くそれに先立つ直近取引日の終値の平均値）を基礎として、当該株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、当社の取締役会にて決定されます。</p>
(3)	<p><u>金銭債権の支給及び現物出資</u></p> <p>当社は、各対象取締役に對して発行または処分される当社普通株式の払込金額相当額の金銭報酬債権を支給し、対象取締役は当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当該株式を受けることとなります。</p>	<p><u>金銭債権の支給及び現物出資</u></p> <p>当社は、各対象取締役に對して発行または処分される当社普通株式の払込金額相当額の金銭報酬債権を支給し、対象取締役は当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当該株式を受けることとなります。</p>
(4)	<p><u>譲渡制限付株式割当契約の締結</u></p> <p><u>本制度に基づく当社普通株式の発行または処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。</u></p> <p>1. <u>対象取締役は一定期間、本制度に基づき発行または処分を受けた当社普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。</u></p> <p>2. <u>一定の事由が生じた場合には、当社が無償で当該株式の全部または一部を取得すること。</u></p>	<p><u>交付時期</u></p> <p><u>本制度に基づく普通株式の交付は、中期経営計画期間の満了後に行います。</u></p> <p><u>ただし、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等を実施する場合等においては、普通株式（その全部または一部を、金銭または組織再編等の相手方の株式により交付する場合があります。）の交付時期を合理的に調整することがあります。</u></p>
(5)	<p><u>組織再編等その他の事由が生じた場合の取扱い</u></p> <p>当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、及びその他当社が定め</p>	<p>削除</p>

	<p>る事由が発生した場合であって、かつ、当該組織再編等に伴い対象者が当社及び当社子会社の役員及び従業員のいずれの地位からも退任することとなる場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の当社株式、金銭または組織再編行為等の相手方の株式を交付することができます。</p>															
<p>(6)</p>	<p>条件別概要</p> <p>その他本制度における制度の概要は、以下の表のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="443 638 880 1921"> <thead> <tr> <th data-bbox="443 638 587 696">項目</th> <th data-bbox="587 638 880 696">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="443 696 587 808">① 評価対象期間</td> <td data-bbox="587 696 880 808">中期経営計画期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 808 587 920">② 評価対象期間</td> <td data-bbox="587 808 880 920">中期経営計画終了後の当社 定時株主総会まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 920 587 1160">③ 解除の基本要件</td> <td data-bbox="587 920 880 1160">(2) で定めた期間の勤務継続および中期経営計画で定める連結 ROE および連結当期純利益の目標値に対する達成度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1160 587 1328">④ 業績評価の配分比率</td> <td data-bbox="587 1160 880 1328">連結 ROE : 60% 連結当期純利益 : 40%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1328 587 1758">⑤ 割り当ての基本要件</td> <td data-bbox="587 1328 880 1758">中期経営計画初年度の割り当日に対象取締役、当社の執行役員またはグループ会社役員等であること（割り当て後に、新たに割り当ての該当役員に就任する者については、中期経営計画終了までの期間が 2 年以上存在する場合に対象とします）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1758 587 1921">⑥ 割り当て数</td> <td data-bbox="587 1758 880 1921">役位別の基準付与数に基づき、設定</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	① 評価対象期間	中期経営計画期間	② 評価対象期間	中期経営計画終了後の当社 定時株主総会まで	③ 解除の基本要件	(2) で定めた期間の勤務継続および中期経営計画で定める連結 ROE および連結当期純利益の目標値に対する達成度	④ 業績評価の配分比率	連結 ROE : 60% 連結当期純利益 : 40%	⑤ 割り当ての基本要件	中期経営計画初年度の割り当日に対象取締役、当社の執行役員またはグループ会社役員等であること（割り当て後に、新たに割り当ての該当役員に就任する者については、中期経営計画終了までの期間が 2 年以上存在する場合に対象とします）	⑥ 割り当て数	役位別の基準付与数に基づき、設定	<p>削除</p>
項目	内容															
① 評価対象期間	中期経営計画期間															
② 評価対象期間	中期経営計画終了後の当社 定時株主総会まで															
③ 解除の基本要件	(2) で定めた期間の勤務継続および中期経営計画で定める連結 ROE および連結当期純利益の目標値に対する達成度															
④ 業績評価の配分比率	連結 ROE : 60% 連結当期純利益 : 40%															
⑤ 割り当ての基本要件	中期経営計画初年度の割り当日に対象取締役、当社の執行役員またはグループ会社役員等であること（割り当て後に、新たに割り当ての該当役員に就任する者については、中期経営計画終了までの期間が 2 年以上存在する場合に対象とします）															
⑥ 割り当て数	役位別の基準付与数に基づき、設定															